

# かると

**投票日**  
**知事・道議** 4月13日(日)  
**市議** 4月27日(日)

**投票時間**  
**7時～20時**  
 ただし、第11投票所(カルルス婦人研修の家)と第13投票所(ネイチャーセンター)の投票時間は7時から17時まで。また、第12投票所(札内高原館)の投票時間は7時から18時までです。

統一地方選挙が4月に行われます。選挙の告示日と立候補届出日は、知事が3月27日(木)、道議が4月4日(金)市議が4月20日(日)です。投票は、知事と道議が4月13日(日)、市議が4月27日(日)に行われ、即日開票されます。

## 4月の第2・第4日曜日には 投票に行きましよう

### 投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、投票日当日、満20歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方です。(ただし、公民権の停止など一定の理由で選挙権、被選挙権を有しない方は投票できません)  
 なお、選挙人名簿登録基準日は、知事が3月26日(水)、道議が4月3日(木)市議が4月19日(土)です。

区分	知事・道議会議員	市議会議員
投票できる方	昭和58年4月14日までに生まれた方	昭和58年4月28日までに生まれた方
他の市町村から転入してきた方	登別市で投票できる方 平成15年1月3日までに転入の届出を済ませ、引き続き3カ月以上住所を有している方	登別市で投票できる方 平成15年1月19日までに転入の届出を済ませ、引き続き3カ月以上住所を有している方
	登別市で投票できない方 平成15年1月4日以降に転入の届出をした方 この場合、前住所地の市町村で投票することになりますが、登別市が発行する証明書(引き続き登別市に住所を有している証明)が必要です。	登別市で投票できない方 平成15年1月20日以降に転入の届出をした方 この場合、前住所地でも投票できませんのでご了承ください。
市内で住所が変わった方	登別市内で住所が変わり、平成15年3月14日までに転居の届出を済ませた方は、新しい住所地の投票所で投票してください。 なお、平成15年3月15日以降に転居の届出をする方は、前住所地の投票所で投票してください。	登別市内で住所が変わり、平成15年4月14日までに転居の届出を済ませた方は、新しい住所地の投票所で投票してください。 なお、平成15年4月15日以降に転居の届出をする方は、前住所地の投票所で投票してください。

### 不在者投票

仕事などで投票日に投票所へ行けない方は、投票日の前日までに不在者投票をすることができます。

選挙区分	期間	時間	必要なもの	場所
知事	3月27日(木)～4月12日(土)	8時30分～20時	投票所入場券(投票所入場券を紛失した場合でも投票できます)	登別市選挙管理委員会事務局(市役所第2庁舎1階)
道議会議員	4月4日(金)～4月12日(土)			
市議会議員	4月20日(日)～4月26日(土)			

### 臨時サイレンが鳴ります

投票の呼びかけと投票開始をお知らせする臨時サイレンを、4月13日(日)と27日(日)の午前7時から30秒間、消防署、各消防支署各分遣所とサイレン遠隔吹鳴装置で鳴らします。

### 問い合わせ

登別市選挙管理委員会事務局  
 (☎859143)